

平成 25 年 10 月 11 日

当社及び当社元取締役 対 講談社の訴訟について第一審判決のお知らせ

ファンのみなさま
関係者 各位

吉本興業株式会社
代表取締役 大崎 洋

当社及び当社元取締役において、平成 23 年 11 月 7 日付発売の週刊現代に掲載された「吉本興業と闘った三菱東京UFJ銀行『恐怖の記録』」と題する記事に関して、株式会社講談社（代表取締役：野間省伸）及び同誌の編集長である鈴木章一氏に訴訟提起していた事件について、本日、東京地方裁判所において、当社勝訴の判決が言い渡されましたので、以下のとおりご報告いたします。

同記事は、①当社が、訴外三菱東京UFJから、反社会的勢力との交際を理由に融資を断られたこと、②当社取締役の一人が、当社に対する融資を断った金融機関に電話をし、「殺すぞ」、「お前らの支店の前、街宣車行かせて怒鳴りちらしたるか」などと発言したこと及び金融機関の担当者に対して暴力をふるったこと等を摘示しておりました。

裁判所は、上記①の点について、講談社らによる名誉毀損の責任を認め、当社に対して 110 万円の損害賠償を行うよう命じました。

一方で、上記②の点については、このような事実は真実であったとは認められないとしたものの、当時の状況及び記者の取材結果に照らせば、当該事実があったと信じるに相当な理由があった旨の判断により講談社側の責任を免ずる判断をしました。

今回の判決について、上記①に関して名誉毀損を認めたこと、上記②の記載が真実ではないと明確に判断していることについては妥当と考えますが、結果として、上記②の点について、当時の取材の相当性を認めて講談社側の責任を否定したことは極めて遺憾であり、この部分につき控訴を検討しております。

当社としては、講談社に対し、本件記事内容にあらためて抗議するとともに、引き続き、今後の名誉毀損記事の掲載を防止するよう、体質・体制の改善と掲載記事の質の向上を強く求めます。

弊社を支えてくださるファンの皆様並びに関係各位には、大変ご心配をおかけいたしておりますが、引き続き、ご理解とご支援のほどをよろしくお願い申し上げます。

以 上